

役員報酬等支給規程

(報酬の基本)

第1条 島根県信用保証協会の常勤役員の報酬及び役員手当等の支給は、この規程の定めるところによる。

(報酬等の支給)

第2条 常勤役員に報酬等を支給する。

(報酬等の種類)

第3条 報酬等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 報 酬
- (2) 役員手当
- (3) 諸 手 当
- (4) 賞 与
- (5) 精励手当

(報 酬)

第4条 報酬は月額とし、その額は会長が定める。

(役員手当)

第5条 役員手当は、報酬月額に次に掲げる職の区分に応じた支給率を乗じて得た額とする。

役職名	支給率
会 長	22%
専務理事	22%
常務理事	22%
常勤理事	20%
常勤監事	20%

(諸手当)

第6条 通勤手当を支給する。

2 前項の支給方法については、職員給与規程を準用する。

(賞 与)

第7条 賞与は、毎年2回（6月、12月）支給することとし、その額は会長が定める。

(精励手当)

第8条 精励手当は、協会の業績を鑑み、3月支給することができる。その額

は会長が定める。

(報酬等の支給日)

第9条 常勤役員の報酬等の支給日については、職員給与規程を準用する。

附 則

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成28年1月1日から施行する。